

# 広島県の「黒い雨」に遭われた人の被爆者健康手帳の申請

## 11種類の障害を伴う一定の疾病

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| ①造血機能障害を伴う疾病<br>再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など                                        |
| ②肝臓機能障害を伴う疾病<br>肝硬変など                                                   |
| ③細胞増殖機能障害を伴う疾病<br>悪性新生物など                                               |
| ④内分泌腺機能障害を伴う疾病<br>糖尿病、甲状腺機能低下症など                                        |
| ⑤脳血管障害を伴う疾病<br>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など                                         |
| ⑥循環器機能障害を伴う疾病<br>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など                                     |
| ⑦腎臓機能障害を伴う疾病<br>慢性腎炎、慢性腎不全など                                            |
| ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病<br>白内障<br>※白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします |
| ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病<br>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など                                     |
| ⑩運動器機能障害を伴う疾病<br>変形性関節症、変形性脊椎症など                                        |
| ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病<br>胃潰瘍、十二指腸潰瘍など                                      |

昭和20年8月6日に降った、広島県の「黒い雨」に遭われた人で、次の一定の要件を満たす人は、被爆者健康手帳の交付申請をしてくださいます。

◆要件

- ・広島県の「黒い雨」に遭った場所・「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが令和3年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること
- ・障害を伴う一定の疾病にかかっている

表の11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること

※原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く

◆健康管理手帳

被爆者健康手帳の申請と健康管理手帳の申請を同時に行うことができます。

◆注意事項

広島県が申請内容を確認・審査するため、一定の時間を要します。詳しくは、問い合わせてください。

※手帳交付の対象になるか不明なときは、広島県健康福祉局被爆者支援課まで相談してください

問い合わせ  
保険課 ☎09160  
(申請様式の取得、提出先のこと)  
広島県健康福祉局被爆者支援課  
☎082 (513) 3116  
(申請手続き、制度の内容のこと)

◆申請様式

- ・被爆者健康手帳交付申請書
- ・申述書（黒い雨体験者用）
- ・証明書

※様式は市ホームページまたは市役所保険課・各支所で取得できます

◆添付書類

- ・広島県の「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）

※昭和20年頃の改製原戸籍

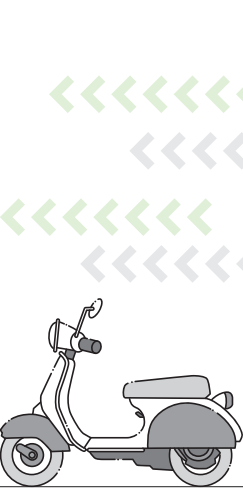
表の11種類の障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる指定様式の診断書

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

◆対象

現在、表の11種類の障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみの場合は除く）にかかっている人

※健康管理手帳の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当支給開始になります



◆申請方法

次の書類を課税課または各支所まで持参もしくは郵送。

◆必要書類

- ・減免申請書（課税課窓口または市ホームページからダウンロード）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ・運転する人の運転免許証
- ・減免を受けたい軽自動車などの車両の車検証（電子証明書の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項）
- ・減免を受けたい車両の軽自動車税（種別割）納税通知書
- ・納税義務者のマイナンバー（個人番号）を確認できる書類

※障がい者本人でない人が所有したり、運転したりする場合に、誓約書が必要となる場合があります

※公益車両減免は、法人の定款、運転日報、車両の写真が必要です

◆申請期限

5月31日（金）（公益車両減免は5月24日（金）まで）

※期限を過ぎると受け付けできません。必ず期限内に申請してください（郵送の場合、5月31日（金）必着）

# 住民票などの各種証明書を簡単に取得できます

問い合わせ 市民課 ☎09135

## らくらく窓口証明書交付サービス

マイナンバーカードを利用して、簡単なタッチパネル操作で各種証明書が取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始しています。

窓口を設置されたタッチパネルの操作を行い、発券された受付書を窓口で渡すと、職員が手数料と引き替えに証明書を交付します。

操作方法はコンビニ交付サービスと同じです。コンビニ交付サービスの利用に不安がある人は、まずはこのサービスを利用し、今後はより便利なコンビニ交付サービスの活用を検討してください。

- ◆メリット
- ・手書きでの申請が不要
  - ・本人確認書類の提示不要
  - ・窓口の待ち時間が短い

◆利用条件

廿日市市に住民登録がある人で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を持っている人

※戸籍関係証明書の請求は、住民登録地と本籍地がともに廿日市市にある人のみ利用できます



◆取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍全部・個人事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

◆利用場所

- ・市役所 1 階市民課窓口
- ・大野支所 1 階市民窓口係窓口

◆利用時間

開庁日の 8 時30分～17時（メンテナンス日は除く）

## コンビニ交付サービス

住民票などの各種証明書を専用のマルチコピー機が設置してあるコンビニなどの店舗で取得することができます。このサービスを利用するには、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードと、設定している「4桁の暗証番号」が必要です。

◆利用時間

毎日 6 時30分～23時（12月29日から1月3日およびメンテナンス日は除く）

※利用方法など詳しくは、市ホームページを確認してください



5月

は

軽自動車税

（種別割）

納付月です

問い合わせ 課税課 ☎09114

5月、バイクや軽自動車などを所有している人の軽自動車税（種別割）の納付月です。

課税の対象となる人に、納税通知書を5月上旬に送付します。住所、氏名、標識（車両）番号などの記載に誤りがないか確認し、期限までに納付書裏面に記載の納付場所などで納付してください。

◆納期限 5月31日（金）

※口座振替の場合は、5月31日（金）が振替日です

◆減免制度があります

一定基準以上の身体障がい、精神障がい、または知的障がいのある人などは、申請すると減免の対象になる場合があります（1人につき1台限り）。

また、公益車両（公益のために専ら使用する軽自動車）に対しても減免制度があります。